

# 特記仕様書

1 件名  
宮古島(7)隊庁舎C等空調機補修

2 場所  
陸上自衛隊宮古島駐屯地 沖縄県宮古島市上野野原83-5

3 納期  
契約日の翌日から令和7年9月30日まで

## 4 補修概要

### (1) 隊庁舎C

ア 圧縮機 . . . 1個  
イ コントローラ基板 . . . 1個  
ウ パワー基板 . . . 1個  
エ サーミスタ . . . 1個  
オ コイル . . . 1個  
カ ファンモーター . . . 2個  
キ プロペラファン . . . 2個

### (2) 隊庁舎D

ア 圧縮機 . . . 1個  
イ コントローラ基板 . . . 1個  
ウ パワー基板 . . . 1個  
エ シェルサーミスタ . . . 1個  
オ ファンモーター . . . 2個  
カ プロペラファン . . . 2個  
キ リニア膨張弁 . . . 1個

### (3) 厚生棟

ア 圧縮機 . . . 1個  
イ コントローラ基板 . . . 1個  
ウ パワー基板 . . . 1個  
エ シェルサーミスタ . . . 1個

## 5 一般仕様

### (1) 一般事項

ア 本役務は、本仕様書によるほか、設計図及び標準仕様書などの定めるところに従い誠実に行う。  
なお、仕様書の記載内容は、標準仕様書等の記載内容に優先するものである。また、これらに定めのない事項については、監督官との協議によるほか、以下の基準類により実施する。

#### (ア) 標準仕様書等

- a 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年度
- b 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年度

#### (イ) 積算基準類

- a 公共建築工事積算基準
- b 公共建築工事積算基準の運用

#### (ウ) その他基準類

公共建築工事標準書式

イ 本役務の実施に当たって、適用を受ける関係法令等(条例を含む。)を遵守し、品質性能の確保、工法工法の選定、検査等を行う。

ウ 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督官と協議する。

エ 本役務の実施に当たり、設計図書に明記なき事項についても施工上当然処置すべき事項は、受注者の負担で実施する。

### (2) 駐屯地への立入りのために必要な手続き及び駐屯地規則の厳守の徹底

ア 駐屯地への立入り及び行動(出入門手続・火器取扱い・通路等)は、当該駐屯地の規制(部隊諸規則)及び関係者の指示を厳守して行うものとし、施工地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合は、所定の手続きを行う。

イ 区域内における車両の通行ルートの安全対策については、受注者において十分管理するものとする。

ウ 区域内の施設等に損傷を与えないよう十分注意して施工すること。万一破損等させた場合は速やかに監督官に報告し、受注者の負担において原形に復旧する。また、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償する。

### (3) 現場管理

#### ア 現場代理人等

(ア) 受注者は、本役務の着手に先立ち現場代理人及び主任技術者を配置する。  
なお、現場代理人と主任技術者は兼任できる。

(イ) 本役務の施工に際して、資格を必要とする作業等については、その資格の免状の写しを監督官に提出する。

#### イ 発生材等の処理

本役務による発生材は、金属くずについては駐屯地内の監督官の指示する場所を集積・整理すること。また、金属屑以外の発生材については、産業廃棄物として関係法令等に基づき適切に処分し、処理完了後産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票(写し)を提出する。

#### ウ 養生

既存施設部分、目的物の施工済み部分等については、汚損しないよう適切な養生を行う。

#### エ 後片付け

役務の完了に際しては、当該範囲に関する部分の後片付け及び清掃を行う。

### (4) 作業時間

本役務における作業時間は8時30分から17時までとする。ただし、これを超える時間については、監督官と協議の上、実施する。

### (5) 提出書類等

ア 本役務の写真は、カメラ(カラー)又はデジタルカメラ(総画素数80万画素数以上及びファイル形式JPEG)を使用し、着手前、施工中、完成時及び監督官の指示するところを撮影し、監督官に提出する。

イ フロンについて法律に基づいて適正に処分を行い、行程管理票及びフロン破壊証明書を提出すること。

ウ その他の提出書類等は、標準仕様書及び監督官の指示による。

## 6 役務仕様(共通)

### (1) 材料

ア 本役務に使用する材料は設計図書に適合するものとし、すべて新品とする。

イ 補修を実施する室内機及び室外機の型式については以下のとおりとする。

場所	機器	メーカー	型式	記号
隊庁舎D 居室	室内機	三菱	PLFY-P45EMG6	ACP-2-1
	室内機	三菱	PLFY-P45EMG6	ACP-2-2
	室内機	三菱	PLFY-P45EMG6	ACP-2-3
	室外機	三菱	PUSY-P160MH2	ACP-2
隊庁舎C 居室	室内機	三菱	PLFY-P28EMG6	ACP-1-1
	室内機	三菱	PLFY-P28EMG6	ACP-1-2
	室外機	三菱	PUSY-P112MH2	ACP-1
厚生棟 事務室	室内機	三菱	PKFY-P22BMG5	ACP-3-1
	室内機	三菱	PLFY-P45EMG5	ACP-3-2
	室内機	三菱	PLFY-P22EMG5	ACP-3-3
	室内機	三菱	PLFY-P22EMG5	ACP-3-4
室外機	三菱	PUSY-P140MH1	ACP-3	

ウ 材料の搬入ごとに、監督官に報告する。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りではない。

エ 現場に搬入した材料は、種別ごとに監督官の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りではない。

### (2) 仮設

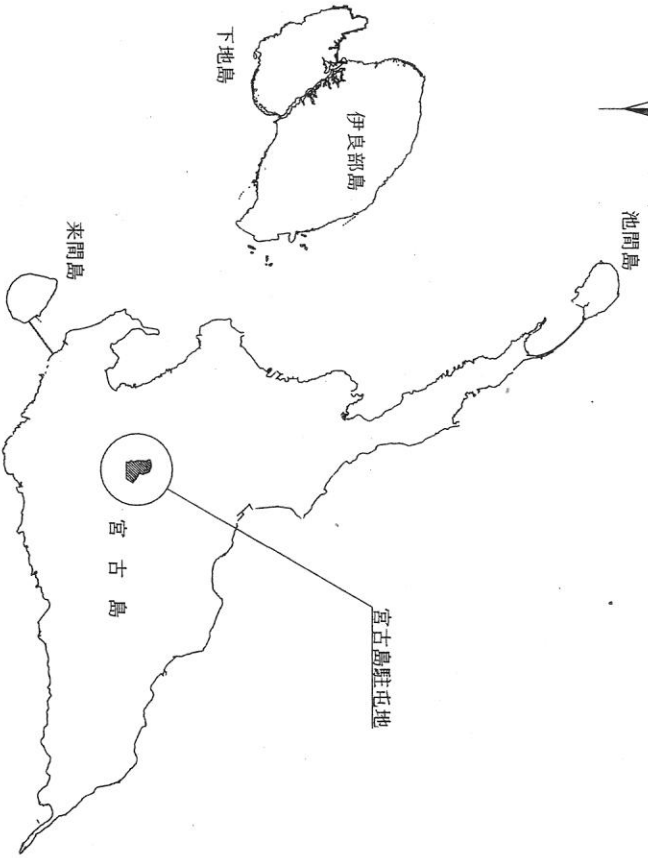
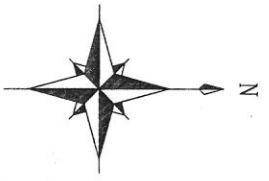
本役務では原則として、作業場所の用水、電力の使用はできない。使用する場合は仮設用メーターを設置し使用料を徴収する。

### (3) 修理の確認

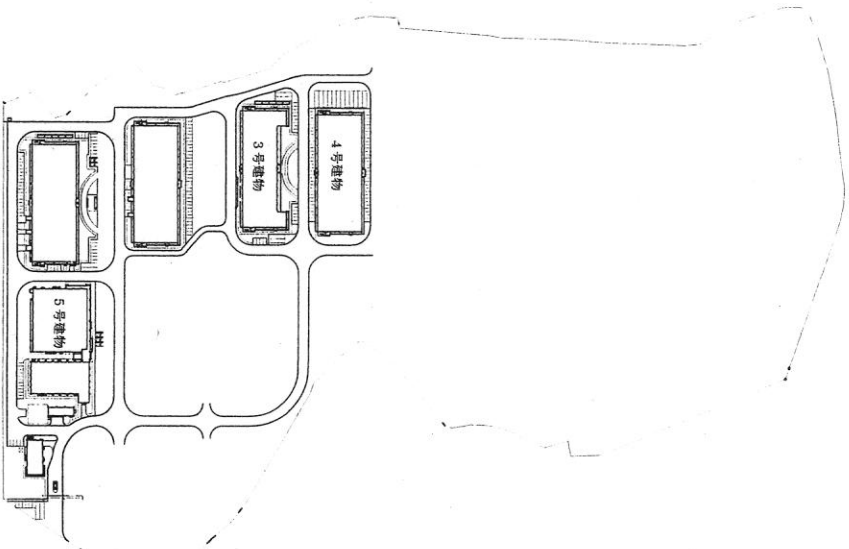
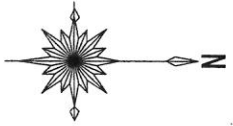
ア 役務完了後、監督官立会いのもと、空調機が正常に動作することを確認する。

イ 本役務によっても空調機が正常に動作しない場合は、その原因を調査し修理に係る見積書を添えて監督官に報告する。

件名	宮古島(7)隊庁舎C等空調機補修	図面番号	2 / 4
図名	仕様書	縮尺	-
宮古島駐屯地業務隊管理科		R7.5.26	

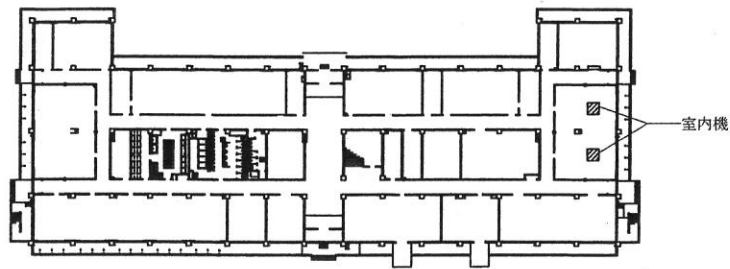


位置図 NON SCALE

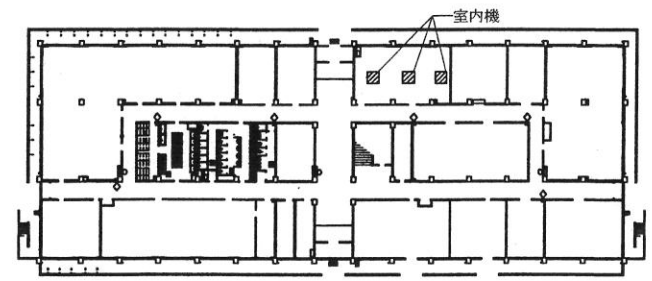


宮古島駐屯地配置図 1 / 4000

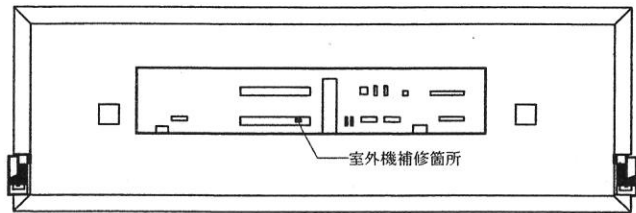
件名	宮古島 (7) 隊庁舎C等空調機精修	図面番号	3 / 4
図名	案内図・配置図	縮尺	—
宮古島駐屯地業務隊管理科		縮尺	R7.5.26



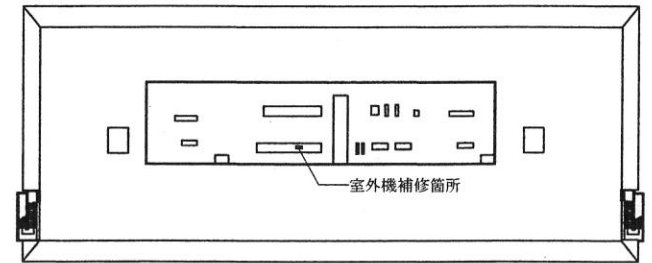
空調設備平面図 (3号1F) 1/800



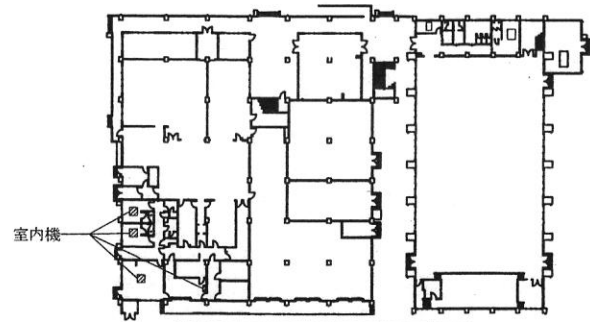
空調設備平面図 (4号1F) 1/800



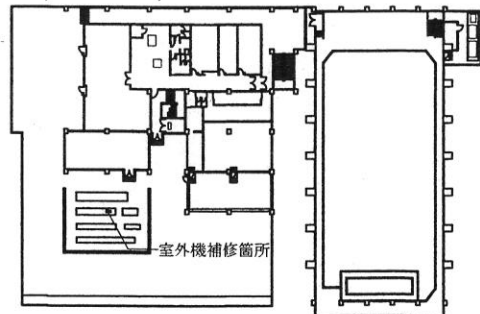
空調設備平面図 (3号RF) 1/800



空調設備平面図 (4号RF) 1/800



空調設備平面図 (5号1F) 1/800



空調設備平面図 (5号2F) 1/800

件名	宮古島(7)隊庁舎C等空調機補修	図面番号	4 / 4
図名	空調設備平面図	縮尺	1/800
宮古島駐屯地業務隊管理科		R7.5.26	